

就学指定校の変更許可基準

区分	許可基準	必要書類	許可期間	理由コード
途中転居	学年の途中で従前の通学区域を越えて住所が変わった場合で、引き続き従前の学校への通学を希望し、通学上の支障がない場合	・指定校変更願	申立ての期間	01
転居予定	住宅の新築等により従前の通学区域を越えて転居が予定される場合で、住宅の完成又は入居前であるが、転居予定地を通学区域とする学校への通学を希望する場合	・指定校変更願 ・建築確認申請書、土地売買契約書又はアパート等賃貸契約書等の写し	入居による転居までの期間	02
	住宅新築等のため資金借入先の指示、貸住宅条件等により、入居前に住民票だけを従前の通学区域を越えて先に異動させた場合	・指定校変更願 ・資金借入契約書等の写し	申立ての期間	03
身体的理由	病弱、虚弱、身体不自由等の理由により、指定学校への就学よりも近距離又は交通の事情がよく、児童生徒の負担が軽減される場合及び通院治療と通学の両立のために必要な場合	・指定校変更願 ・医師の診断書又は学校長の所見	診断書又は学校長の所見に基づく期間	04
特別支援学級	指定学校に特別支援学級がない場合で、最寄りの特別支援学級のある学校への通学を希望する場合	・指定校変更願 ・学校長の所見	申立て事由の消滅するまでの期間	05
その他理由	いじめ、不登校等により転学を希望する場合	・指定校変更願 ・学校長の所見	申立て事由の消滅するまでの期間	06
	保護者の居宅外就労及び病気療養、ひとり親家庭等の事情により児童を親類等に預けている場合でその区域を通学区域とする学校への通学を希望する場合	・指定校変更願 ・預け先の承諾書 ・保護者の雇用証明書	申立て事由の消滅するまでの期間	07
	保護者の自己店舗等の居宅外事業所等からその区域を通学区域とする学校へ通学することにより、放課後に家庭で保護監督するものがない状況を解消できる場合（小学校に限る）	・指定校変更願 ・保護者の営業証明書、勤務証明書等	申立て事由の消滅するまでの期間	08
	家庭不和、消費者金融等からの逃避等により、住民登録が行われていない場合及び居住地が住民登録地と異なる場合	・指定校変更願	申立て事由の消滅するまでの期間	09
	教育的配慮から、教育委員会が特に必要と認めた場合（※1）	・指定校変更願 ・学校長の所見 ・活動記録（部活動による場合）	申立て事由の消滅するまでの期間	10

※1 スポーツ少年団等で活動実績があり、指定校に該当する運動部がない場合  
小学校から中学校への進学時に継続して指定校の変更を希望する場合

許可期間 学年末まで許可し、申立により学年ごとに更新すること